福崎町災害時協力井戸の登録に関する要綱

令和８年１１月１日告示第129号

（目的）

第１条　この告示は、地震等の災害により上水道施設が被災した場合において、当該施設が復旧するまでの間、飲用を除く生活用水として供給可能な井戸を予め登録し、災害時における町民の生活用水の確保を図ることを目的とする。

（登録要件）

第２条　町長は、井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）から次条の規定による申出があった場合で、次に掲げる要件を満たすときは、当該井戸を災害時協力井戸として登録するものとする。

(1) 町内に所在する井戸であること。

(2) 現に使用しており、今後も引続き使用を予定している井戸であること。

(3) 水質が別表に定める基準を満たすものであること。

(4) 災害時に無償で井戸水を提供できること。

(5) 井戸枠等があり、安全に使用できること。

(6) 井戸水を汲み上げるための設備を有し、維持管理してあること。

(7) 井戸の所在地情報等を公表することについて同意があること。

（登録の申し出）

第３条　災害時協力井戸として井戸水を提供する意思のある所有者等は、福崎町災害時協力井戸登録申出書（様式第１号）に必要な事項を記載し、町長に申し出るものとする。

（登録の決定等）

第４条　町長は、前条の規定による申し出があったときは、現地調査等を行って速やかに審査の上、登録の可否を決定し、福崎町災害時協力井戸登録可否決定通知書（様式第２号）により所有者等に通知するものとする。

２　前項の規定により登録の決定を行った所有者等（以下「登録者」という。）には標識を交付する。

３　前項の規定により標識の交付を受けた登録者は、井戸が所在する家屋の門、扉又は塀等、近隣住民が認識しやすい場所に当該標識を掲示するものとする。

（登録の変更）

第５条　登録者は、第３条で申し出た内容に変更が生じたときは、福崎町災害時協力井戸登録内容変更申出書（様式第３号）により町長に申し出るものとする。

（登録の解除）

第６条　町長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、災害時協力井戸の登録を解除することができる。

⑴ 登録者から福崎町災害時協力井戸登録解除申出書（様式第４号）による申出があったとき。

⑵ 第２条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

⑶ その他町長が災害時協力井戸として登録することが適当でないと認めたとき。

２　町長は、前項の規定により災害時協力井戸の登録を解除するときは、福崎町災害時協力井戸登録解除決定通知書（様式第５号）により登録者へ通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第７条　災害時協力井戸を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴ 災害時協力井戸の利用は、災害発生時で生活用水の確保が困難な場合に限定されるものであり、所有者等の承諾を受けた場合を除いて、利用時間は日中に限られること。

⑵ 災害時協力井戸は、所有者等の協力に基づいて開放されているものであるため、所有者等の意思に配慮した丁寧な利用を心がけること。

⑶ 災害時協力井戸から取水した井戸水は、飲用を除く生活用水として利用すること。

（損害の責任）

第８条　災害時において町民が災害時協力井戸を利用するに当たり、井戸の所有者等又はその使用した者に損害が生じたときは、両者間の協議により処理するものとする。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、災害時協力井戸の登録に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第２条関係）

項目	基準値
一般細菌	100 個／mL 以下
大腸菌	検出されないこと
亜硝酸態窒素	0.04mg／L 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg／L 以下
塩化物イオン	200mg／L 以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	３mg／L 以下
pH 値	5.8 以上 8.6 以下
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	５度以下
濁度	２度以下